

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域の位置及び区域

(1) 前提となる歴史的風致

本市では、多良岳山系たらだけの山々と有明海ありあけかいの干潟に囲まれた豊かな自然環境を背景に、近世から築かれてきた風景を土台として、今なお受け継がれる個性ある歴史的風致が形成されている。

本市において、歴史的な建造物が集積し、かつ歴史や伝統を反映した人々の活動が継承され、それらが一体となって良好な市街地環境を形成している歴史的風致は、以下の4つが挙げられる。(2章「鹿島市の維持向上すべき歴史的風致」に記載)(次頁図参照)

1) 肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致

重要伝統的建造物群保存地区である浜中町八本木宿はまなかまちはちほん ぎしゆく、浜庄津町浜金屋町とその周囲のまちなみを舞台に、醸造業、漁業などの生業や、浜祇園祭やふな市などの伝統的な活動が継承されている。自然環境を活かした産業や繁栄を願う人々の活動と、重伝建とその周囲のまちなみが一体となって形成された、本市を代表する歴史的風致である。

2) 祐徳稻荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致

鹿島藩主の信仰が篤かった神社が住民に広く開かれて以来、多くの参拝者を集め続ける祐徳稻荷神社と、その門前町、また、同社参拝の玄関口であった肥前浜宿を舞台に、参拝者の物見遊山による往来や、浜川の水を活かした生活が現在も続いている。同社参拝の楽しみや、浜川はまがわの恵みを利用する人々の営みが、地域の建造物と一体となって形成された、本市を代表する歴史的風致である。

3) 鹿島城址と琴路神社の祭りにみる歴史的風致

鹿島藩の城下町としての面影を随所に残す鹿島城址かしまじょうし きんろを舞台に、鹿島藩時代より続く花見や、琴路神社の例大祭の獅子舞や浮立ふりゅう みこし、神輿の巡行が、活気あふれる街の雰囲気ふんぎを形成している。藩政期より続く人々の活動と、城址きんろに残る藩政時代の建造物が一体となって形成された、本市を代表する歴史的風致である。

4) 浮立と獅子舞にみる歴史的風致

本市に多数継承されている浮立と獅子舞は、地域の神社や田園風景、氏子地区の家並みを舞台として演じられる。古くから伝承されてきた民俗芸能と、地域を見守り続けてきた神社や、人々の営みが行われてきた地域の風景が一体となって形成された本市を代表する歴史的風致である。

(2) 重点区域の位置

重点区域は、歴史的風致の維持向上に資する施策を重点的に推進し、その効果を市全域に波及させていく区域として設定する。

歴まち法第2条において、重点区域とは「重要伝統的建造物群保存地区内の土地」及び「歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要と認められる土地」の要件に該当する土地の区域と定められている。

このことから、本市においては、重要伝統的建造物群保存地区である「浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区」と「浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区」が重点区域の要件を満たす核となる。したがって、本市では、重点区域を「肥前浜宿の2つの伝建地区内の土地の区域」と「肥前浜宿と歴史的、文化的なつながりが現在においてもみられる土地の区域」として整理した。

上記の考え方に基づき、「肥前浜宿に息づく人々の営みにみる歴史的風致」及び「祐徳稲荷神社参拝と地域の営みにみる歴史的風致」を包括する範囲を重点区域として設定する。

肥前浜宿と祐徳門前町は古くから参拝者の往来といったつながりや、浜川の利用といった共通点がみられる区域である。しかし、これまで一体的な整備や認知向上が取り組まれていなかった。

今後は、重点区域の一体的な取組みを推進し、歴史的建造物と、伝統や文化を反映した人々の活動、そして、周囲の環境の維持向上を重点的に展開していく。

なお、重点区域は、今後、計画を推進していくにあたって、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する範囲が新たに生じた場合等、必要に応じて適宜見直すものとする。

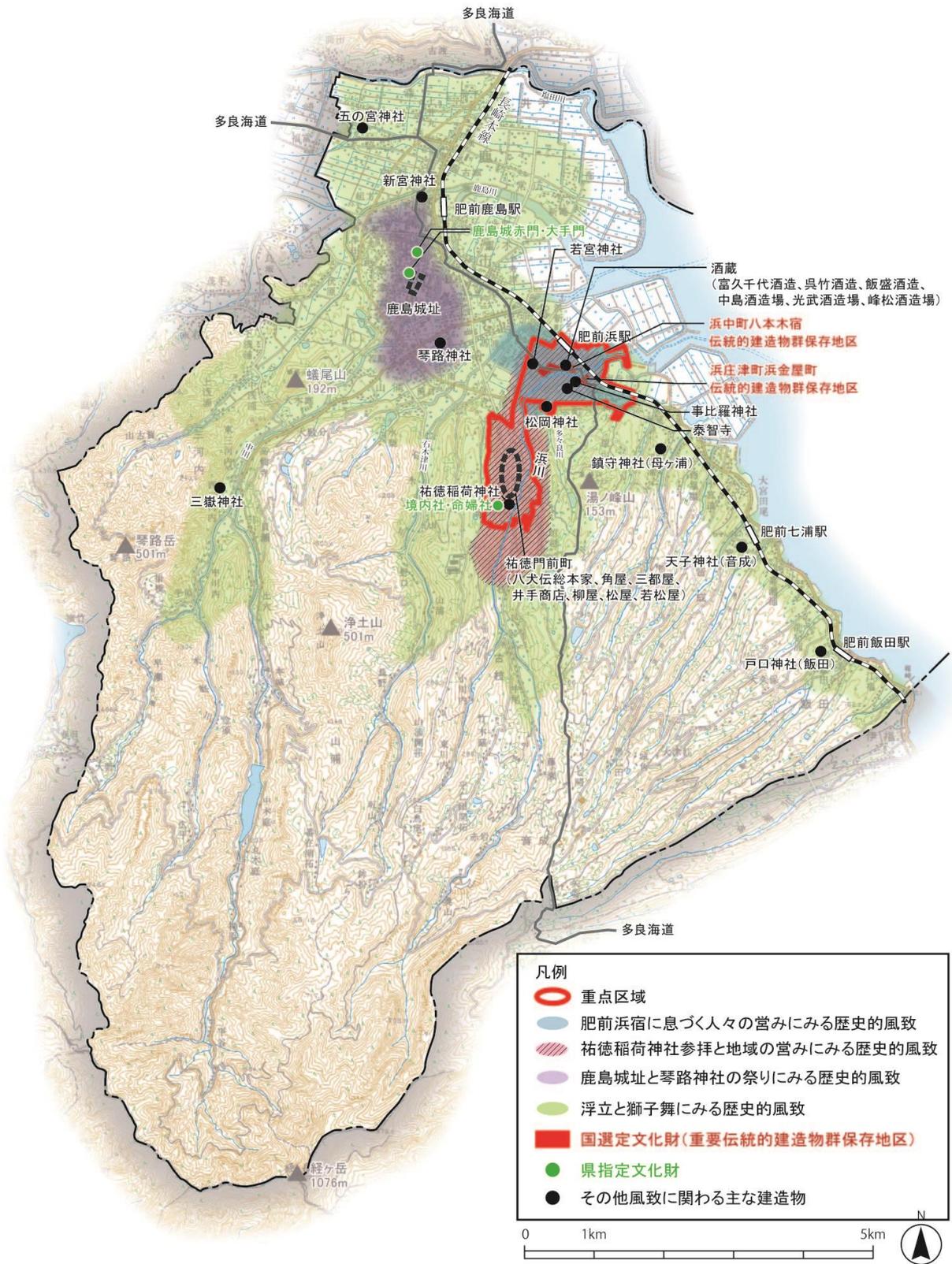


図 重点区域の位置

(3) 重点区域の区域・名称・面積

重点区域は、国選定の重要伝統的建造物群保存地区である浜中町八本木宿伝統的建造物群保存地区及び浜庄津町浜金屋町伝統的建造物群保存地区を中心とし、これらの地区と、祐徳稲荷神社参拝の往来、浜川を利用した生活、祭事における浮立や獅子舞の巡行などの古くから続く歴史的・文化的なつながりが、今なお見られる範囲を基本として設定する。

具体的には、肥前浜宿の2つの伝統的建造物群保存地区内を巡行する浜祇園祭の巡行範囲と、肥前浜宿を基点とした祐徳稲荷神社参拝の参道と門前町の背景となる山並み、及び肥前浜宿から祐徳稲荷神社までの浜川流域とし、これらの範囲を基本として、水路や道路などの公共構造物で区域を定める。なお、工業系用途地域内においても浜祇園祭の巡行がみられるが、工業系用途地域内は工業の振興、発展を優先し、重点区域には含めない。

重点区域の名称及び面積は以下のとおりである。

重点区域の名称 鹿島市歴史的風致維持向上地区
面積 約 212 ヘクタール

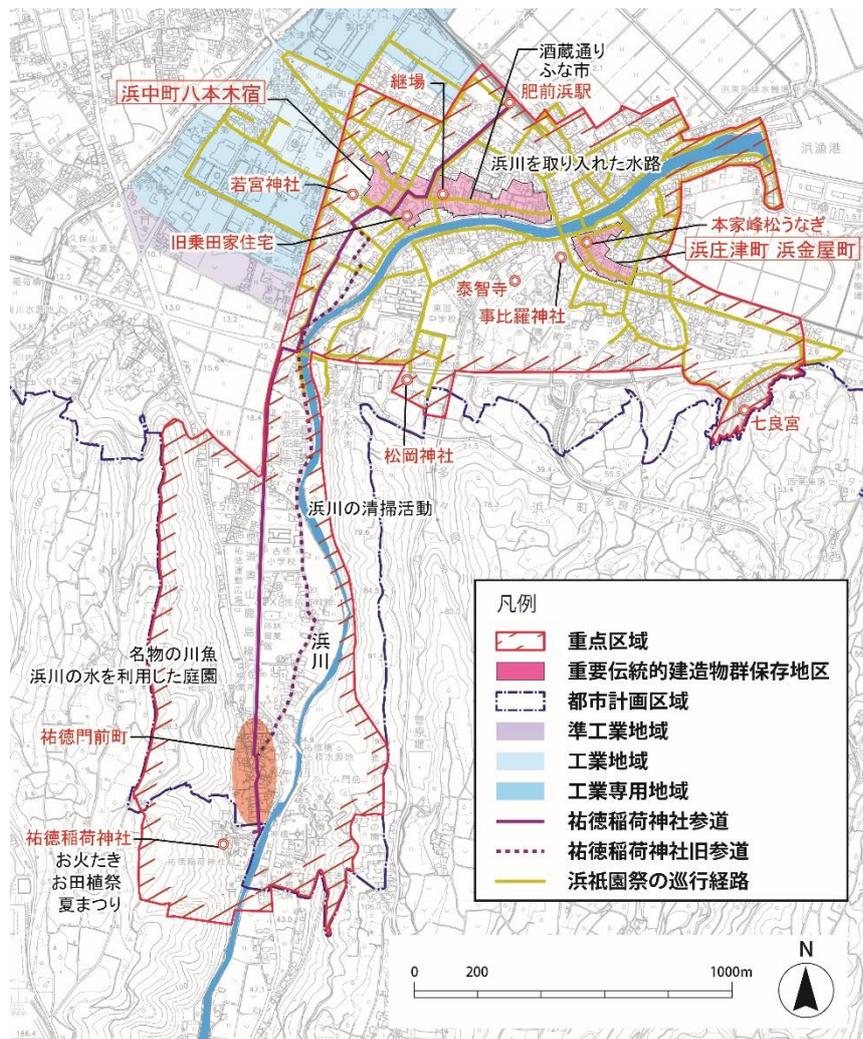


図 重点区域の設定根拠

重点区域の境界は以下のとおりである。

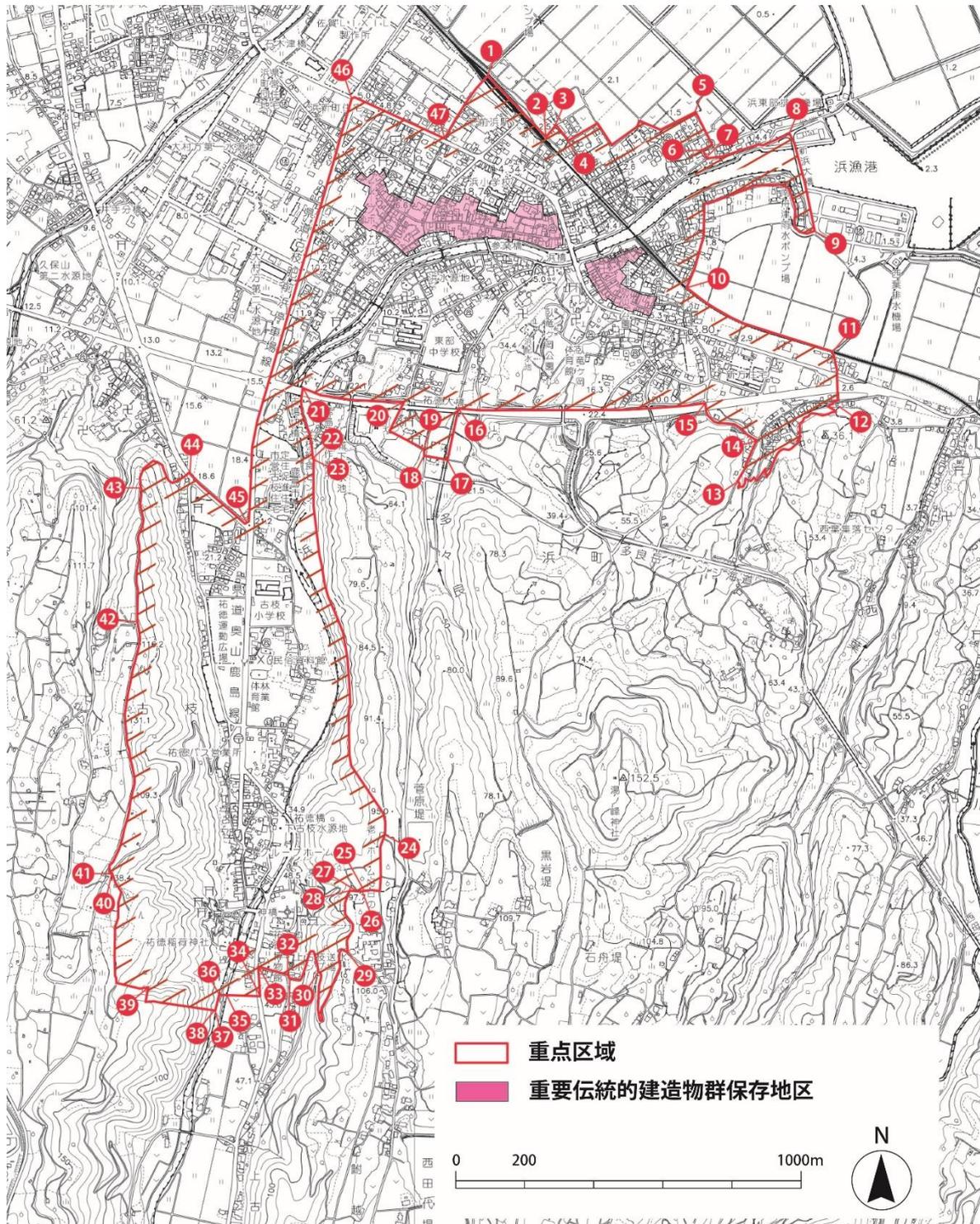


図 重点区域の範囲

表 重点区域の境界

区間	境界の位置	区間	境界の位置
①～②	線路（JR）	②⑤～②⑥	見通し界
②～③	道路（市道 540 号）	②⑥～②⑦	里道
③～④	道路（市道 510 号）	②⑦～②⑧	筆界
④～⑤	里道	②⑧～②⑨	里道
⑤～⑥	水路	②⑨～③①	道路（市道 29 号）
⑥～⑦	道	③①～③②	里道
⑦～⑧	道路（市道 25 号）	③②～③③	道路（市道 419 号）
⑧～⑨	橋（新浜大橋）	③③～③④	里道
⑨～⑩	道路（市道 524 号）	③④～③⑤	道路（県道奥山鹿島線）
⑩～⑪	線路（JR）	③⑤～③⑥	里道
⑪～⑫	道路（市道 530 号）	③⑥～③⑦	見通し界
⑫～⑬	都市計画区域界	③⑦～③⑧	河川（浜川）
⑬～⑭	道路（市道 536 号）	③⑧～③⑨	見通し界
⑭～⑮	道路（市道 531 号）	③⑨～④①	筆界
⑮～⑯	道路（国道 207 号バイパス）	④①～④②	里道
⑯～⑰	河川（多々良川）	④②～④③	見通し界
⑰～⑱	里道	④③～④④	道路（市道 435 号）
⑱～⑲	道路（市道 28 号）	④④～④⑤	里道（字界）
⑲～⑳	筆界	④⑤～④⑥	字界
⑳～㉑	道路（国道 207 号バイパス）	④⑥～④⑦	道路（県道奥山鹿島線）
㉑～㉒	河川（浜川）	④⑦～④⑧	道路（県道古枝肥前浜停車場線 ^{ふるえだ} ）
㉒～㉓	見通し界	④⑧～④⑨	道路（国道 207 号）
㉓～㉔	字界	④⑨～①	道路（市道 507 号）
㉔～㉕	里道		

2 重点区域の指定の効果

重点区域では、醸造業、祐徳稻荷神社参拝者の往来、身近な河川を利用した生活、ふな市や浜祇園祭などの伝統行事といった、鹿島鍋島藩時代より続く人々の営みが現在も息づいている。重要伝統的建造物群保存地区のある肥前浜宿では、地域の歴史と伝統的なまちなみを守りたいという人々の想いにより、住民主体のまちづくりが展開されており、まちなみに往時の輝きと活気を呼び戻しつつある。祐徳門前町では、まちづくりに関する協議会が設置され、歴史と伝統的な建造物を活かしたまちづくりの機運が高まっているところである。重点区域において、肥前浜宿と生活習慣や人々の往来で関わりのある祐徳門前町について、歴史的風致の維持及び向上に重点的かつ一体的に取り組むことにより、肥前浜宿と祐徳稻荷神社間を初めとした本市固有の歴史的資源の観光回遊の活性化、そして観光回遊が活性化することで、交流人口の拡大による地域経済の活性化につなげる。

また、歴史的風致の維持向上の取り組みの中で、本市固有の歴史的風致のPRを行うことにより、来訪者だけでなく、市民についても地域の歴史文化に触れる機会が増加し、地元への愛着や誇りが生まれることを期待する。これにより、地域の伝統行事や歴史的建造物の保存に対する関心も高まり、歴史的風致の更なる維持向上が期待される。

重点区域において、本計画にて計画する事業を推進することにより、上記のような効果が得られ、重点区域における本市固有の歴史的風致の維持向上の活動を、重点区域外の歴史的風致の維持向上に波及させていくことで、市全体の歴史まちづくりの活性化を図る。

3 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画

本計画の重点区域のうち、祐徳稲荷神社より川下側の範囲は都市計画区域となっている。このため、この範囲においては、都市計画を前提とした施策を展開していく。

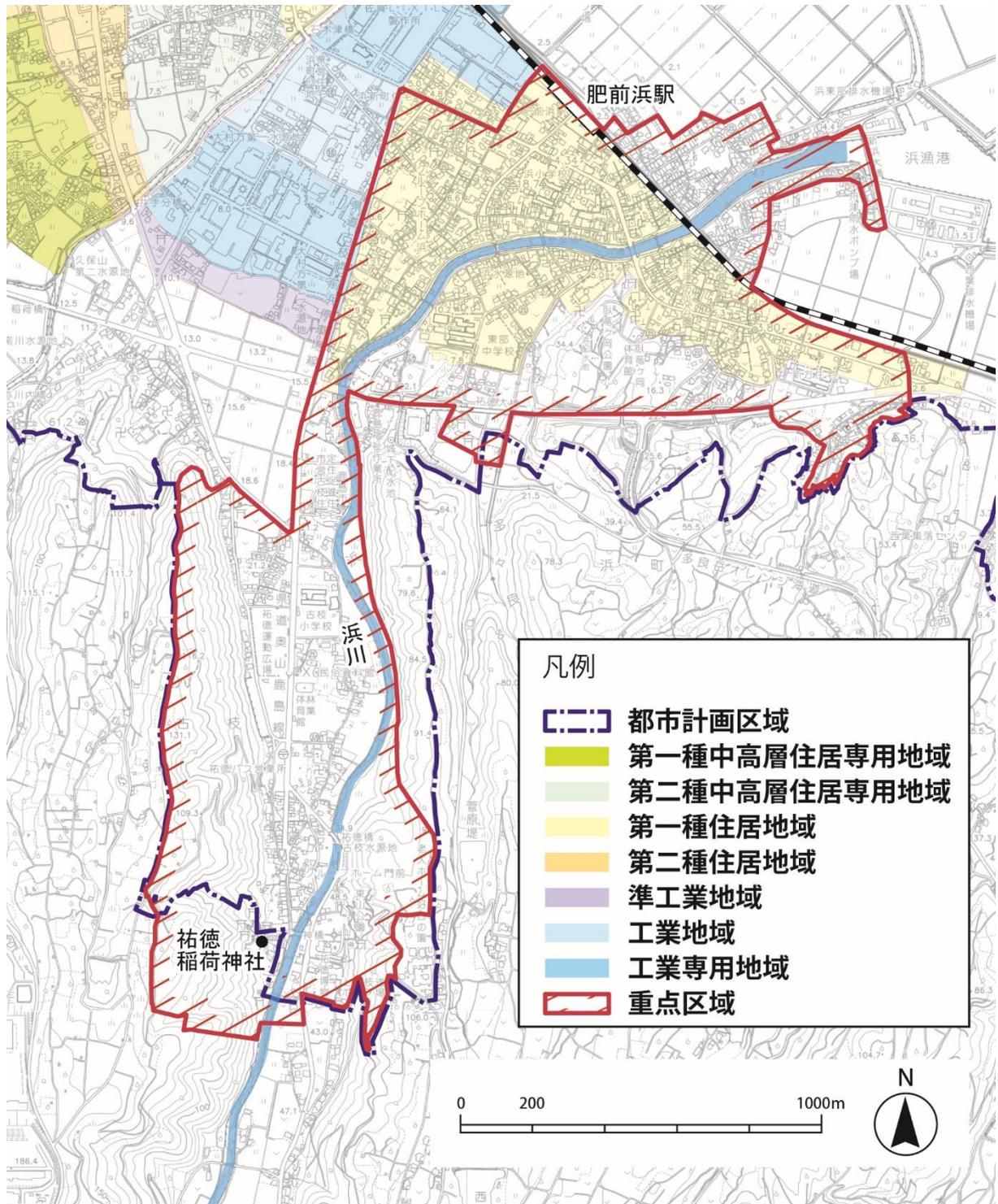


図 重点区域と都市計画

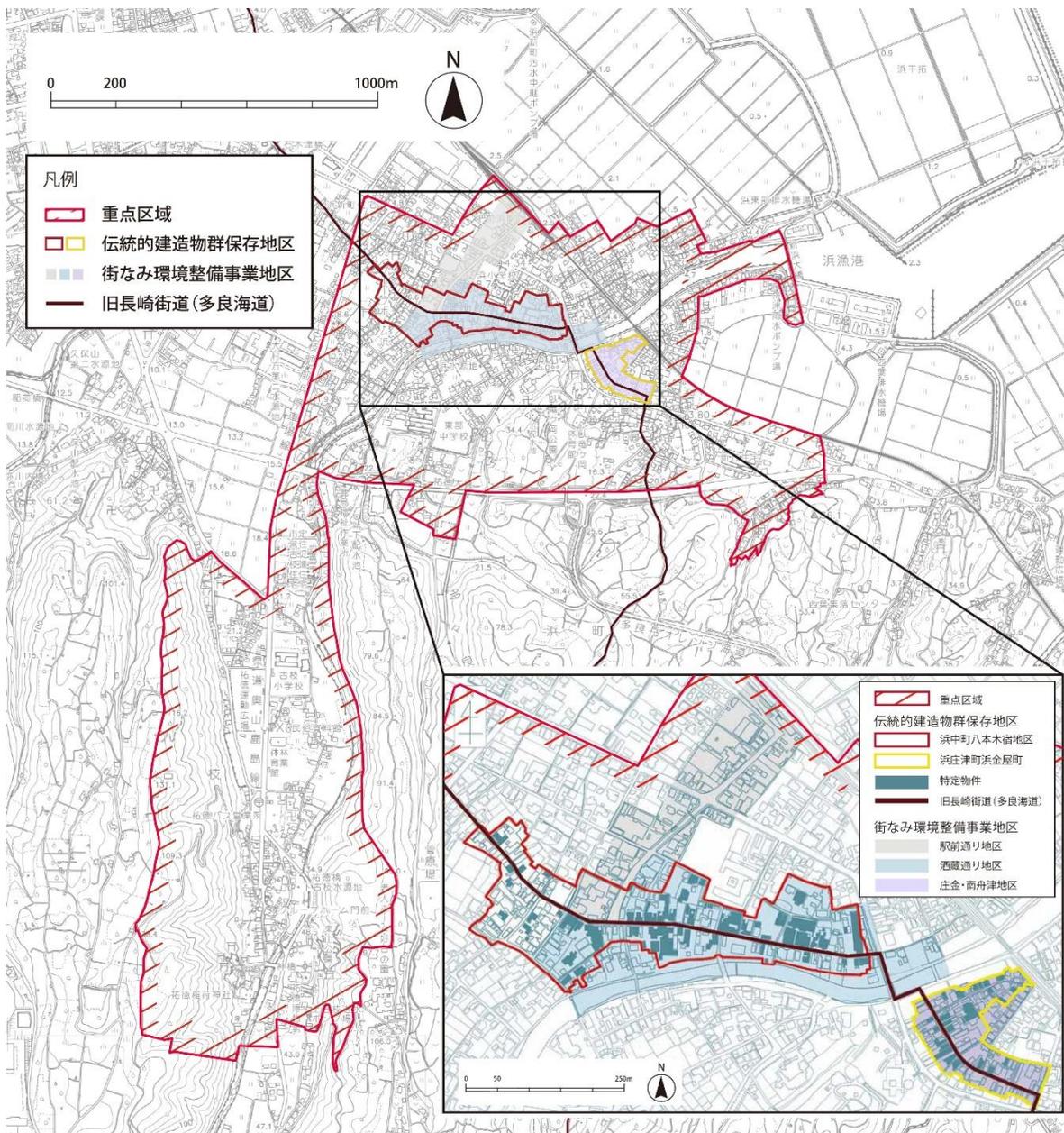
(2) 重要伝統的建造物群保存地区保存計画

本計画の重点区域の中心には平成 18 年（2007）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された「浜中町八本木宿」及び「浜庄津町浜金屋町」がある。

重伝建地区内では、歴史的な町並みの保存や向上を図るため、「鹿島市歴史的景観条例」による規制を定めている。

重要伝統的建造物群保存地区周辺では、伝統的建造物群保存対策事業や街なみ環境整備事業を活用し、これまでに 30 件を超える修理・修景事業を行っているほか、公開活用施設整備や防災施設等の整備なども行ってきており、歴史や伝統を反映した良好な景観の維持向上に努めている。

今後は、重要伝統的建造物群保存地区保存計画や関連する施策との連携を図り、歴史的建造物及びその周辺の良好な環境の維持向上に努めていく。



(3) 鹿島市農業振興地域整備計画

本計画の重点区域のうち、国道 207 号（バイパス）周辺から南にかけて及び、JR の線路から東側は農業振興地域に設定されている。浜川に沿った地域でも、稲作や、みかん栽培が盛んに行われており、豊かな緑が広がっている。

鹿島市農業振興地域整備計画では、浜地区や祐徳門前町の位置する古枝地区の畑の多くはミカンを主とする樹園地であり、農道網の整備と施設に対応するため園地改良を実施していくことが示されている。

このような範囲では、今後も農業の保全と健全な発展を目指し、農業景観行政と連携して、農地の保全等を推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

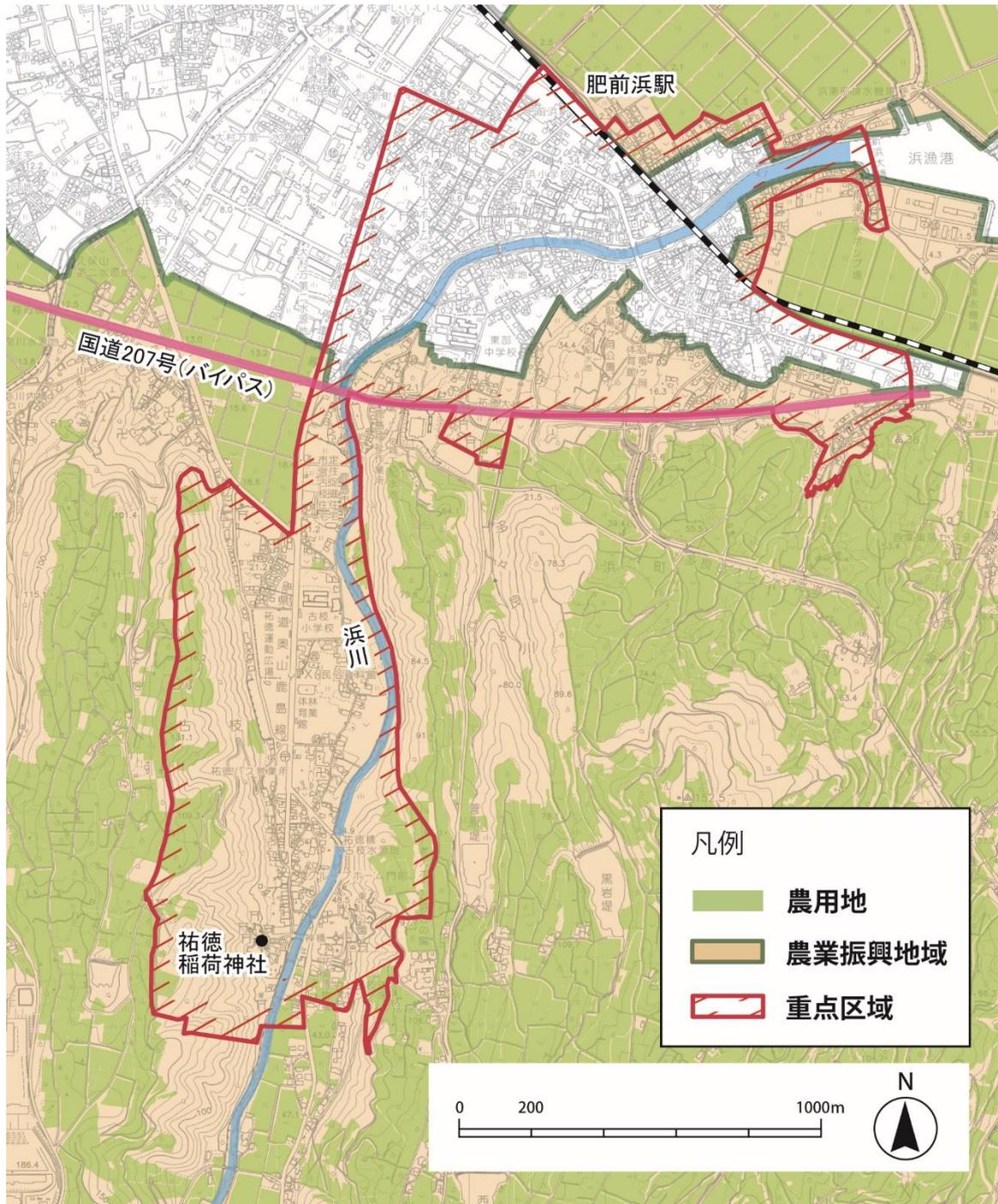


図 重点区域と農業振興地域

(4) 佐賀県美しい景観づくり条例

佐賀県は、「佐賀県美しい景観づくり条例」を独自に定めており、同条例第7条において、「佐賀県美しい景観づくり基本計画」を位置付けている。同計画は、平成19年(2007)3月策定、平成25年(2013)改訂されている。同計画は、景観法に基づく景観計画ではない。

同計画は、県内全域を対象として、景観づくりの基本施策や推進スケジュールを示しており、この中で、景観づくりの事業のひとつとして、県民・CSO、事業者等の情報交換、交流会等の実施を掲げている。交流は県全体のみならず、共通テーマを持つ地域間ごとにも行うものとし、共通テーマの例のひとつに、長崎街道の宿場町として浜宿が示されている。

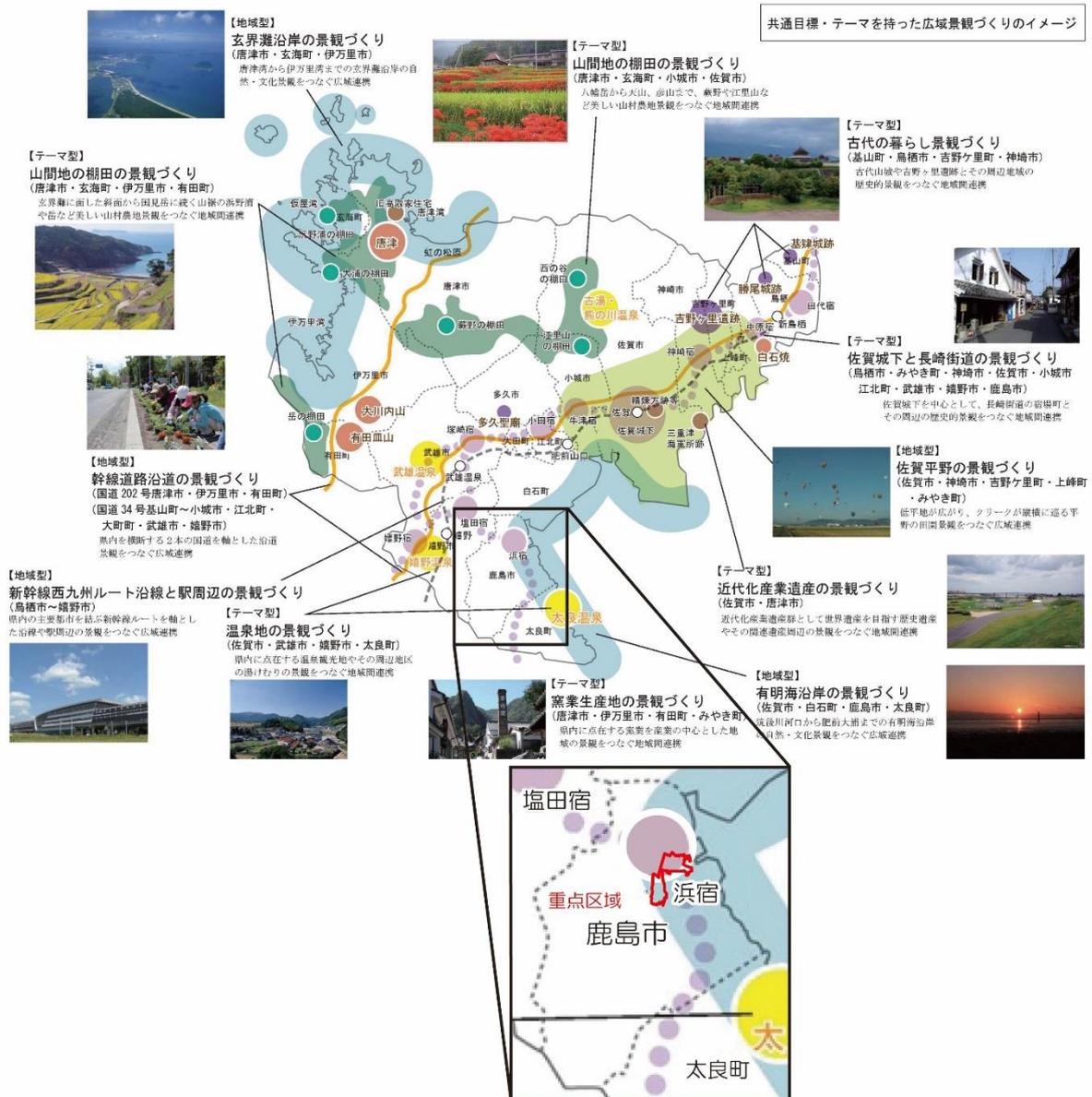


図 「佐賀県美しい景観づくり基本計画」で示された共通テーマの例
 (※県の方針図であり、これ以上詳細には定められていないことから、拡大図は掲載していない)

また、同条例第8条では、「佐賀県遺産」が位置付けられている。「佐賀県遺産」は、平成17年(2005)に創設されたもので、美しい景観を呈する地区又は地域を象徴する建造物で県民の貴重な資産であると認められるものを知事が認定するものである。認定したものには保存・活用に対しての支援を行っている。現在、市内には4件の佐賀県遺産が存在し、このうち2件が重点区域内に位置している。

今後、重点区域内においては、佐賀県美しい景観づくり基本計画を踏まえ、本市においても景観計画の策定を行い、良好な景観形成を図るとともに、佐賀県遺産制度を活かして、歴史的建造物の保存・活用を推進する。

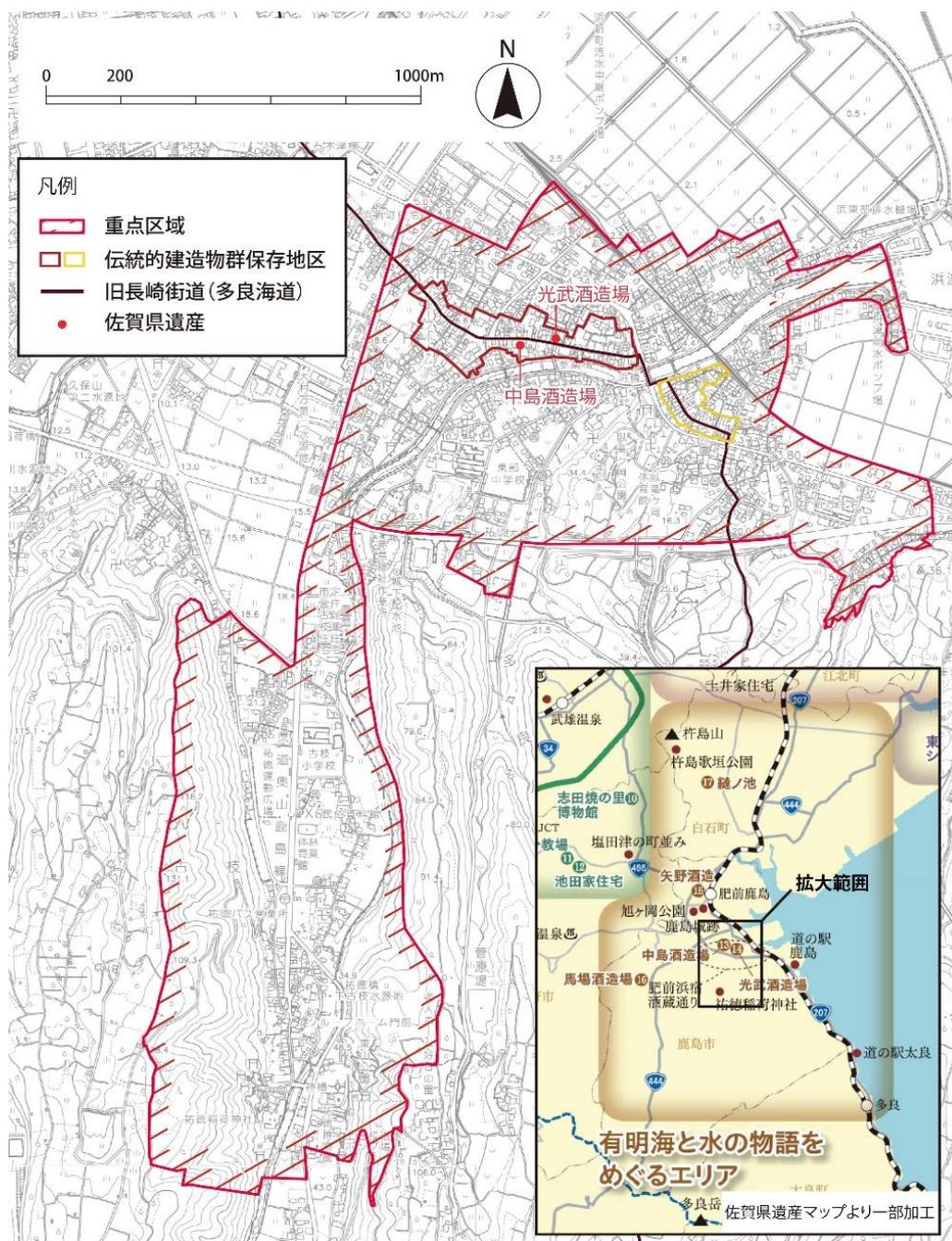


図 重点区域内の佐賀県遺産の位置

(5) 佐賀県屋外広告物条例

佐賀県は「美しい景観づくり」に取り組むため「佐賀県屋外広告物条例」を平成 22 年（2010）4 月に改正している。

本計画の重点区域内は、祐徳院風致保安林や重要交差点とその周辺が禁止区域、肥前浜宿周辺が第 2 種許可区域、その他の区域が第 1 種許可区域に定められている。

なお、伝建地区内は鹿島市歴史的景観条例に基づき、屋外広告物の表示又は掲出にあたって届出が必要となる。

今後も、佐賀県屋外広告物条例等に基づき、重点区域内の良好な景観形成を推進する。

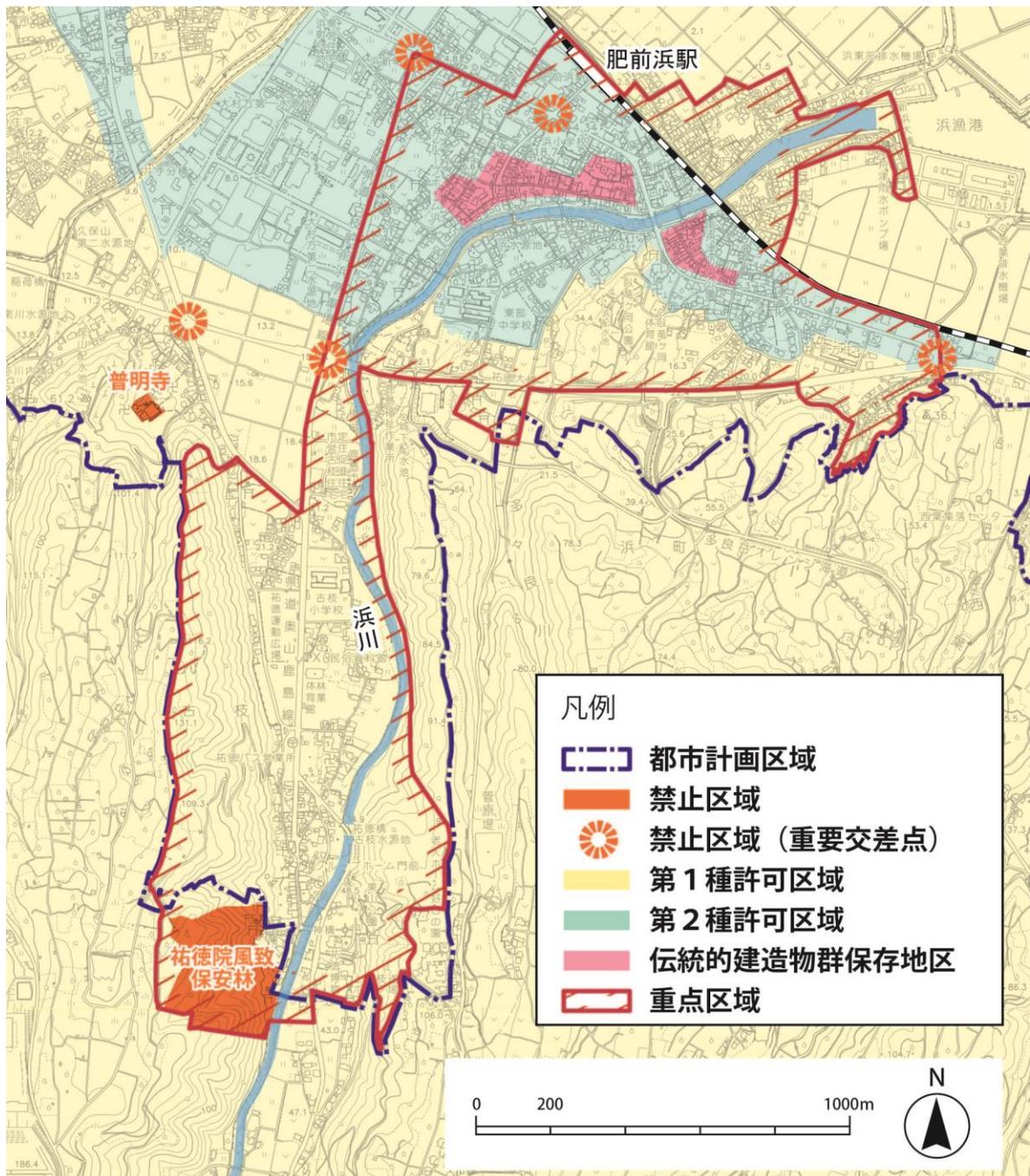


図 重点区域と屋外広告物許可区域